
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 発議第 1 号「谷 一之町長に対する行政執行の信頼回復を求める決議」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 1 番 齊藤好信 議員。

○1 番（齊藤好信君） 私は、議員各位の総意の下、副議長の立場でこの決議案を町長に対して朗読させていただきます。

発議第 1 号 谷 一之町長に対する行政執行の信頼回復を求める決議。

谷町長は、菓子製造事業の推進に関して、平成 30 年 7 月「SDGs の推進と持続可能な地域づくりに関する連携協定」をベルシステム 24 ホールディングス及びバラ・バルカグループと締結し、事業実施に必要な関係条例の改正や補正予算など所要の手続きを進めてきたが、事業実施の施設等の貸付け方法、事業実施を担う現地法人など事前の準備が整わない中で事業は推進された。

議会は、「本事業は、新たな産業による集落の活性化、障がい者雇用を促進することからも、大変有意義である」と判断し、推進すべきものとして認識を共にした。その後、町長は、平成 31 年第 1 回臨時会で提案した企業立地促進条例に基づく施設等の貸付けは馴染まないと判断して提出議案を撤回し、追加して工事関連の補正予算を提案した。議会は継続審査とし、平成 31 年第 2 回臨時会で「地域住民の合意形成が必要」との意見を付して原案可決した。

平成 31 年第 1 回定例会に提案された、財産の減額貸付け議案は継続審査となり、この間、一の橋地区及び市街地区において住民説明会が開催された。このような状況の中で、連携 2 者から協定に関して問題点が示され、「平成 31 年 5 月 31 日までに問題点が改善されなければ協定破棄する」旨の通知があり、町長は事業実施が困難と判断して、貸付け議案を撤回した。

町長選挙を経て再選された谷町長は、令和元年第 5 回臨時会に地方自治法を根拠とする貸付け議案を提案し、議会は協定 2 者に対する回答を踏まえ原案可決した。しかし、連携 2 者は町長が議会の議決をもって住民合意とする説明を理解することはなく、懸案事項が解消していないとして連携 2 社から協定破棄の申し入れがあった旨、町長は令和元年第 6 回臨時会において行政報告を行った。

慎重審議を重ねてきた議会としては、議決機関としての存在意義を問われかねず、議会を重視しているとは思えなく、誠に遺憾であると同時にこうした状況に至った町長の責任は重いものがある。

よって下川町議会は、住民や連携企業に信頼を失うかのような事態が繰り返されないように、連携協定にはより慎重に対応し、失った信頼の回復に向けて取り組むことを強く求めるとともに、谷町長に反省を促し、その責任を強く問うものである。

以上決議する。

令和元年 12 月 23 日。下川町議会。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑並びに討論を省略し、採決いたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これから、発議第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 及び日程第 3 継続事件審査結果報告を一括議題といたします。

両案につきましては、令和元年第 3 回定例会において、認定第 1 号「平成 30 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、認定第 2 号「平成 30 年度下川町公営企業会計決算認定について」を決算認定特別委員会に付託しておりましたが、認定すべきものと決定したとの審査報告がありましたので、審査経過の報告を求めます。

春日隆司 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（春日隆司君） 令和元年 9 月 20 日開催の第 3 回定例会本会議において、継続審査に付された事件について、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり審査結果を報告します。

審査の事件名でございますが、認定第 1 号 平成 30 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定、それから、認定第 2 号 平成 30 年度下川町公営企業会計決算認定でございます。

審査の経過でございます。令和元年 11 月 6 日、7 日、8 日及び 11 日の 4 日間、理事者等の出席、26 日は議員間討議を行い、各種会計並びに公営企業会計の決算審査を行いました。

審査に当たっては、決算書など、必要に応じ資料提出を求め、予算が適正に執行され行政効果が発現されているか、今後の行財政運営においてどのような改善工夫がなされるべきかを主眼として審査を行い、その内容と結果について、理事者から見解を求めました。

こうした中、菓子製造施設整備事業については、11 月 1 日の行政報告において、連携企業等からの協定破棄によって事業の中止が明らかになりました。このことから、12 月 10 日、理事者の見解を求めました。

また、その後、町長から監査委員へ監査要求がなされ、12 月 17 日、その結果の報告が

議長へありました。これを受けて、12月20日、その内容について理事者からの見解を求めました。

一つ目、健全財政・行政改革と総合計画の進捗管理について、理事者の見解でございます。

行財政改革プランに則って進捗管理をしっかり行っていく。

二つ目、特別決議、付帯意見等の取り扱いについては、議会から申し出があった第8条の町民参加の推進、第9条の町民参加の方法と時期については、庁舎内部において検討したが折り合いがつかないため改正案の提案には至っていない。今後についても何とも言えない。

三つ目、医療福祉連携については、病院経営改革プランに基づき改善のスピードを上げて改革を進めていきたい。

四つ目、指定管理、業務委託については、指定管理の目的に沿って、コスト削減やサービス等の条件を示し、町民が利用しやすい体制をつくっていきたい。

それから、中心市街地最適居住環境調査の「しもりんドームパーク」構想は、2か年計画で進めており、たたき台である。町民は不参加であり話が一人歩きしてはならない。具体的な分析を行いプランづくりを進めていきたい。

五つ目、会計年度任用職員についてでございます。現在167名おまして、週35時間、一日7時間のパートタイムで採用を考えている。柔軟に対応できるようにしていきたい。3,000万円程度人件費が増加する。

六つ目、循環型森林経営の今後の見通しですが、今後も50ha×60年サイクルで回していきたい。

七つ目、事業中止の菓子製造施設整備等の監査について、改修設計費、浄化槽設置工事費は平成30年度の監査に付しているものであるが、繰り越した工事費については令和2年度の監査に付されるものである。

事業中止に伴った事業の管理等については、監査委員の審査に付していない。監査委員には非公式に説明し、了解を得た。

それを受けて、監査の意見でございます。

一つ目、健全財政・行政改革と総合計画の進捗管理について、財政調整基金は5億円を切っている現状からすると、今後の予算編成は予断を許さない状況である。町民の負担については、許容の範囲で受け止められるよう丁寧な説明を行いながら理解を求めていく必要がある。働き方改革が求められている中、職員はオーバーワークの状態である。抜本的な機構改革の再考と効率・効果的な事務事業の改善が緊要である。

二つ目、特別決議、付帯意見等の取り扱いについて、自治基本条例の改正に当たり、議会との協議の場を設けることを強く求めるものである。

三つ目、医療福祉連携について、町民が利用しやすい環境整備を行い、利用者の増加を図る必要がある。

四つ目、指定管理、業務委託について、地域社会に及ぼす影響を総合的に勘案しながら、機械的に処理することがないよう取り進める必要がある。「しもりんドームパーク構想」は、大手企業に発注した業務であるが、町民参加もなく、実情や実態を踏まえた調査とは言い難く、発注方法などを含め適切性に疑義がある。元年度に詳細を分析し調査するとの

ことであることから、町民への情報開示の下で町民参加と合意を得ながら、実現性に乏しいたたき台の提示ではなく実現の可能性がある適正な構想が示めされなければ、議会の趣旨に従ったものとは言えない。

五つ目、会計年度任用職員について、非正規職員が担う仕事の実態と置かれている現状を十分に把握する必要がある。その上で、弱い立場の職員の労働条件や職場環境などにも十分な配慮がなされ、不安を抱かれないよう明確な方針を示し適切に対処する必要がある。

六つ目、循環型林業経営の今後の見通しについて、下川が下川であり続けるためにも、最優先の政策・地域課題と位置づけ、課題解決に努める必要がある。

七つ目、その他、家計事情で子供たちの文化やスポーツ活動が制約されないよう支援の仕組みづくりを構築する必要がある。

SDGsの普及啓発と町民合意に関しては実践が見られず、周知と合意形成が必要である。財政支出が伴う新規事業が進められ、町民は混乱し置き去り感に不安が生じてきている。SDGsの本旨を踏まえ、これらの解消を図る必要がある。

菓子製造施設整備事業については、監査が未了の状態であった。理事者からの見解を求めた後、監査委員の監査に付していきたいとの意向が示されました。

よって、理事者からの申し出を了として、菓子製造施設整備事業に係る監査委員の監査が行われ、監査委員の意見が付されるまで結審することができないことから、継続審査としておりました。

こうした中、12月17日付けで監査委員から監査意見が付され、報告があったことから、12月19日、委員会を再開し審議を行いました。

監査委員からの意見に対しての見解は次のとおりです。

一つ目、実施済みの合併浄化槽工事については、資料館の浄化槽として有効に活用されるものである。また、完了済みの設計については、今後、本施設を多目的に利活用する場合や虫対策、更に窓枠暖房など改修計画に反映していく。

二つ目、事業断念に伴う補助金返還や起債償還について、現在協議中であり方向性は出されていないが、適切に対応していく。

三つ目、翌年度に繰り越し、未執行の歳出予算については、令和元年度の監査に付される。

四つ目、信頼関係の修復を図っていく。また、今後の事務事業に当たっては、町民合意を踏まえ実施していく。

以上を踏まえ、審査結果でございます。

平成30年度一般会計決算は、歳入50億4,077万1,680円、歳出49億3,263万8,630円で差引残額1億813万3,050円。積立金繰入額は6,103万円、繰越明許費等繰越額は9万円、翌年度会計繰越額は4,701万3,050円となっております。

一般会計及び各種特別会計決算総額は、歳入67億942万2,924円、歳出65億6,110万7,093円で差引残額1億4,831万5,831円となっております。

平成30年度の予算に計上された各種事務事業は、議会の議決に沿っておおむね適正な執行が行われております。

菓子製造施設整備については、事業が中止となったところでありますが、完成、完了した設計、工事は、今後施設の改修計画に反映されるとともに有効な活用が図られるもので

あります。また、充当していた各財源については、今後適切に処理されていくものであります。

よって、平成 30 年度下川町各種会計歳入歳出決算及び公営企業会計については、いずれも認定すべきものと決定しました。

結びに、大変厳しい環境下にはあるが、持続可能なまちづくりを再構築するためにも各種の分断を解消し、町民が一丸となった町政推進が図られるよう、また、職員が委縮せず能力が最大限発揮されるよう、率先されることを願うものである。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、決算認定特別委員長より審査経過の報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第 1 号を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、認定第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第1号「下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第1号 下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、当委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課長などから議案、説明資料等により条例について説明を受けました。その主な審査内容等について報告します。

課長から、「附則で、現行の嘱託職員のうち年収が減となる職員については、現給保障を行う。下川町は直営施設を多く抱えているため、全職員に占める非正規職員の割合は50%を超える。全国的にトップクラスだと思う。」などの説明を受けました。

委員などから、「現給保障は3年で終わるか。」に対し、「3年間は保障していきたい。4年目以降は、その時点で更新になれば段階的に考えていきたい。」

「期末手当は全員に支給されるか。」に対し、「週30時間以上勤務する者を支給対象とする。ただし、生産施設においては作業が主であること及び民間移行する可能性を想定して支給しない方針である。」

「制度移行によって増加する費用額は。」に対し、「概算で3,000万円程度を見込んでいる。」

「新規採用者の履歴は反映されるか。」に対し、「反映されない。」

「特に必要な人材として4年目に公募して同一の方の応募の場合、前歴をリセットして1年目の給料となるか。」に対し、「給料が減額しないようにしていきたい。」などの説明がありました。

委員などから、「制度導入することが判明したのは2年前で、行革の視点で業務改善を図ることができたはず。労働者として条件の良いところに転職するかもしれない。労働者不足により入所制限せざるを得ないことが考えられる。労働者に不安を抱かせることがないように運用していただきたい。本来はどのような職種を会計年度任用職員に任用するのか。規則委任している内容を示すべき。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課長などから議案、説明資料等により条例について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

委員などから、「公区長の報酬の根拠はどうか。理解が得られるか。」に対し、「会計年度任用職員になると公募しなければならないため、私人委託としたい。事前に相談して一定の理解は得られている。」

「非常勤報酬条例を改正するに当たり、審議会に諮ったか。」に対し、「非常勤特別職の改正ではないため諮っていない。」

「公区長の報酬の基準の設定はどこにあるか。」に対し、「委託料の予算措置となる。税法上は事業収入になる。」

「報酬改正に伴い、監査委員の改定は検討したか。議選から識見に変更する際に理事者は検討する意向だった。」に対し、「担当としては検討していない。」

「その他の金額とはどのようなものが該当するか。」に対し、「報酬別表のその他の金額の変更は大学教授などにアドバイザーをお願いしていることを含めた。」などの説明があ

りました。

委員会として、次の意見を付すものであります。

「監査委員など、非常勤特別職員報酬の見直しを検討すべきである。」

当委員会の審査の結果、以上の意見を付して、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第4号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第4号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課長などから議案、説明資料等により条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

委員などから、「職員数 182 人のうち、給与改定対象者 178 人となっているが、4 人はどうなっているか。」に対し、「4 人は再任用職員のため、改定対象にならない。」などの説明がありました。

また、委員から、「財政の厳しさにより職員の不安が広がることのないように、いきいきと働くことができる職場にしていきたい。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 4 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 4 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 議案第 5 号「下川町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第5号 下川町税条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課長などから議案、説明資料等により条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

課長から、「入湯税は道内179市町村のうち、135市町村が宿泊に対して課税している。近隣の市町村の制定状況は、美深町が制定済みで、令和2年4月1日から施行。音威子府村が提案中である。日帰り入湯の利用客の減少が心配されることから、宿泊者を対象とした。条例上では、日帰り入湯客に対しては課税免除している。入湯税による収入は100万円程度と見込んでおり、充当先はふるさと開発振興を予定している。」などの説明を受けました。

委員などから、「温泉の温度が低いのが該当になるか。」に対し、「鉱泉としての物質要件を満たすため、該当する。」

「エコハウスの宿泊者も該当するか。」に対し、「五味温泉の宿泊のみに課税したい。」

「周知はどこで行うか。」に対し、「五味温泉と打ち合わせする。」

「納税に対する事務負担が生じる配慮をする考えはあるか。」に対し、「既存の資料、書類を用いて課税確認をしていきたい。」などの説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議案第7号「下川町育苗施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第7号 下川町育苗施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課長などから議案、説明資料等により条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

委員などから、「パンケ地区と育苗施設では料金はどうか。育苗した場所で料金が異なるのは負担の公平を欠いている。」に対し、「パンケ地区は40円税別で、育苗施設は18円程度でプールして農業者から負担を求める予定。」

「施行が令和元年1月1日からとなっているが、負担を求めるなら新年度からとし、周知期間など必要と考える。町の施設の利用料金の見直し方針に則しているのか。」に対し、「農務課としては問題ないと考え、理事者に了解を得て、関係者に現行案で了解を得ている。」

「農業者から今回の使用料値上げに際し、激変緩和の希望があるが、配慮しないのか。」に対し、「意見を頂いているが、激変緩和しない。」などの説明がありました。

施行期日の考え方や農業分野を特定していると思われる料金の値上げについて、副町長に説明を求めました。

「令和2年1月1日から施行する理由は。」に対し、「数年前から生産者団体と協議してきた。利用組合から了解が得られた。行革大綱策定、使用料の見直しを順次見直しする旨を各課に指示した。提案から施行までに性急な感があるが、秋以降に農業者との協議を具体的に進めてきた。苗の搬入サイクルが2月から5月までのため、来年1月1日とした。」

「段階的に値上げは不可とした理由は。」に対し、「値上げやむなしの中には段階的の話があった。JAによる育苗が始まることも考慮した。」

「使用料等に関して基本的にほかの使用料などと一体に行う考えはないのか。なぜ農業が先なのか。」に対し、「負担者の理解を得て行うことが基本と考え、町の負担を示して受益者に御負担願う考えである。料金の見直しなどはもう少し議論したい。」

「今回の料金見直しは、今後の見直しの激変緩和措置をしない前例になる。」に対し、「明確な統一見解はない。今後は必要に応じて激変緩和したいと思う。」

「資材が上昇する中で、生産者が了解しているのか。段階的な上昇を希望していた生産

者の考えをどのように考えるのか。」に対し、「ハウスの育苗施設で農業者の負担が軽減してきたと思う。その背景を前提に値上げさせていただいた。段階的な値上げをしないのは、新規就農者に別の支援をすることができるかと判断した。」

「施行日を1月1日ではなく、4月1日にできないか。」に対し、「育苗シーズン途中で金額を変えることはできない。」などと説明がありました。

委員から、「農業振興に対する方針が変わった。値上げには配慮が必要だ。段階的に改めるべきことを示すべきだった。利用料金の値上げをできるところからするのが疑問である。」等の意見が出されました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、値上げの周知を図るため、施行日「令和2年1月1日」を「令和2年7月1日」に修正することとし、修正して可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、修正案に賛成者の発言を許します。
7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 本議案の修正案に際しまして、賛成の立場で討論します。

今回の条例案は、育苗ハウス1棟当たり10万8,000円の施設利用料を1棟当たり33万円に引き上げる条例改正であります。

ちょうど今、各農家では営農計画をまとめている段階であり、農薬・肥料・資材の単価を前年度と見比べながら悩ましい時を過ごしております。本条例改正は、その折に出された議案であり、令和2年1月1日より施行するものであります。私は、この施行に際しまして、農協、農家にお話を伺いました。

理事者側の説明どおり、値上げの認知はあったものの、値上げ幅については正確に認識

されていない様子でありました。それを受け、認知期間を取った上で踏み切るべきと考えます。

本議案に非常に時間を割いて、審議を経ながら、納得の得られる修正案にたどり着いたところであり、本町の財政状態から本案の趣旨としましては理解するところではあります。適正な周知期間を置き、本施設利用者 22 件に認知してもらうことはもちろん、本議案を皮切りに本町全体の行財政改革を速やかに推し進めることを要求するところであり、

以上、議員各位の本旨の理解と協賛をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 私も修正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

提案は…御案内のとおり 3 倍の値上げをする提案でございました。各団体等に理解、了承を得ているということでの提案でございますが、私は公平公正の観点から…御案内のとおり町では行政改革大綱を策定し、待ったなしの状態だと。そして、迅速に対応するということを主眼に置き進めていると。

そのような中で、今回、農業関係の利用料見直しが提案されました。御案内のとおり経済活動、それから町民の福祉生活、さらには施設を管理して事業として行うもの、様々な違いはございますが、行政大綱において 29 年度から公共施設については維持管理経費の縮減に努めると。そして公共施設の利用については、10 月 1 日から消費税が導入されておりますが…これらに併せて使用負担金等の見直しを行うと。一方、育苗施設、そのほか公共施設…農業施設含めて、これらも料金見直しをします。そんな中で、今回、農業施設の見直しが先に提案されたわけでございます。そして、農業者の意見から、激変緩和を望む声もございました。

公共施設の維持管理費は、縮減どころか上がっている状況です。さらに、公共施設消費税導入の見直しについても、来年見直しをして、令和 3 年ぐらいから公共施設の見直しをするということです。それぞれの置かれている状況は違いますが、料金を見直すということに対しての基本的な考え方で、公平公正な考え方に町民からの疑義があるんじゃないかと…私は考えます。

よって、提案されたものを修正し、執行するに当たりまして…公平公正の観点も含めて…丁寧な説明をし、整合性を図り、町民の利用者の理解を十分得ながら、施設の利用料の見直し、執行をしていただきたいというふうに思います。

各議員の皆様の御協賛を賜りながら、修正に賛成をさせていただきます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第7号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、修正です。
まず、本案に対する修正案について、起立により採決します。
この修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第7号の修正案は可決されました。
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。
修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第9 議案第8号「下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第8号 下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課長などから議案、説明資料等により条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

課長から、「令和5年に600頭の受入れを目指す。今回の値上げで指定管理料が200万円程度減少する。」との説明を受けました。

委員などから、「4月から料金が改定される要因は。」に対し、「草地整備が令和2年度から一部完了する予定で、牧草の質と反収が向上することを考慮した。」

「どのくらい改良されるか。」に対し、「全体面積552haで、改良予定339haのうち、55haが改良される。採草はしていない。」

「馬を残した理由は。」に対し、「預かりはしていないが、町内に3頭いるため。」などの説明がありました。

値上げの仕方や農業分野を特定していると思われる料金の値上げについて、副町長に説明を求めました。

委員などから、「初年度の草地改良割合が16%であるから、段階的な料金値上げにしない

いのか。」に対し、「生産者団体と協議を行い、美深町の牧場とは単純比較できないが、指定管理料の一部を負担してほしいとお願いしてきた。」

「令和2年4月1日から施行する理由は。」に対し、「数年前から生産者団体と協議して了解が得られた。育苗の使用料と同様に行革大綱策定、使用料の見直しを順次見直しする旨を指示した。」などの説明がありました。

委員などから、「4月からの上げ幅は2分の1とすべきで、手法はともかく、令和3年から使用料を原案の金額にする。一気に上げることには疑念がある。」の意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、町内利用者の受益者負担を考慮して、段階的に実施すべきものと判断し、改正後の利用料金、「6月齢以上」のうち、町内について、条例施行日から1年間、値上げ額を2分の1程度に抑えるものとし、本条例は修正して可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、修正案に賛成者の発言を許します。
2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） この修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほどの7号議案と同様の背景、構図でありまして、委員長の報告にもありましたように、議員の中から…取りやすい所から取るのではないかと、行政の厳しい財政難…待ったなしの行政改革の必要性は理解できるけれども、取りやすい所から取るというのはいかがなものか。この育苗施設の料金改定、サンル牧場の料金改定はそのように認識できるという意見が委員会で多く聞かれました。そして、多くの時間を割いて、副町長にもまた説明に来ていただきました。

草地更新、飲料水の設備の更新も計画され、実行していますが、それは100%完成するのは5年先であり、まだこの段階では…多めに譲ってみて…まだ2分の1しか完成しないということで、このように4月からの値上げ幅は2分の1とする修正案となったところでございます。

受益者は農家、そしてサービスを提供するのは下川町、そして公平公正の観点から、町と農家だけでなく、町民全体も…公共施設の利用料金、補助団体への補助金削減、そういうところはどうかという目で、町民全体もこういう事案を注目していると思います。

そういう意味で、これからも料金改定、行政改革については、十分な周知と町民への情報提供をお願いして、これからも三方よしの町政の施行をお願いして、議員各位の協賛をお願いして、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私も修正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

基本的な考え方は先ほどの議案第7号と同様でございます。そんな中で、団体からの理解を得たということで、いわゆる2か年で段階的な値上げをしていくわけでございます。

行政大綱に基づくところでございますが、公平公正の観点から、執行するに当たって、やはり丁寧に受益者の方々に説明をしていただき、そして今後、公共施設、さらにはいろんな料金見直し…行政改革に基づいて見直しが進められていきますけども、それらとの基本的な目的…利用の目的が違うんですが、料金の見直しの基本的な考え方というのは同じでございますので、令和3年に向けて進んでいくわけでございますが、この料金についてもそれらを踏まえながら、柔軟に対処するという事を申し添えさせていただきますながら、議員の皆さんの御賛同を頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、修正です。

まず、本案に対する修正案について、起立により採決します。

この修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第8号の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。
修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 10 議案第 10 号「下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場の指定管理者の指定について」、日程第 11 議案第 11 号「下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第 12 議案第 13 号「美桑が丘の指定管理者の指定について」、日程第 13 議案第 14 号「下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定について」、日程第 14 議案第 15 号「下川町五味温泉の指定管理者の指定について」、日程第 15 議案第 16 号「下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定について」、日程第 16 議案第 17 号「下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について」、日程第 17 議案第 18 号「下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について」、日程第 18 議案第 19 号「下川町地域間交流施設の指定管理者の指定について」、日程第 19 議案第 20 号「下川町体育施設及び桜ヶ丘公園の指定管理者の指定について」、日程第 20 議案第 21 号「下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について」を一括議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第 10 号 下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場の指定管理者の指定について、議案第 11 号 下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 13 号 美桑が丘の指定管理者の指定について、議案第 14 号 下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定について、議案第 15 号 下川町五味温泉の指定管理者の指定について、議案第 16 号 下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定について、議案第 17 号 下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について、議案第 18 号 下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について、議案第 19 号 下川町地域間交流施設の指定管理者の指定について、議案第 20 号 下川町体育施設及び桜ヶ丘公園の指定管理者の指定について、議案第 21 号 下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について、一括して委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、総務課長、所管課長などから議案、説明資料等により説明を受けました。

その主な審査内容について報告します。

総務課所管として、委員から、「債務負担行為の額の基本的な考え方」に対し、「審査後の提案額の 5 年分を基本としている。」

「町の予定価格の設定について」に対し、「参考価格を設定している。参考価格以上に

なっているのは3か所である。」

「公共料金と公の施設の使用料、改正のめどについて」に対し、「料金改定はまとまっていな。使用料が変更されると年度協定を見直す。来年9月の提案を目指していきたい。周知期間を経て令和3年度から適用したい。」などの説明がありました。

議案第10号について、委員などから、「ヤマト運輸が退去した空き部屋の利活用」に対し、「指定管理者と共に利用を考える。」

「2階トイレの節水対策なのか水の出が良くない。手が乾燥できるよう希望がある。」に対し、「管理は好評を得ていたと思うが確認する。」

「にぎわいの広場の汽車の利用料はどのようになっているか。」に対し、「無償である。今後は町民利用を除き有償を考えたい。平成30年度実績では63日間である。申込み後に無断キャンセルがあり、管理人の勤務に影響が出ている。」

「ヤマト運輸がいつ退去したのか周知がない。」に対し、「利用人数が少ないため撤去の周知をしなかった。」などの説明がありました。

議案第11号について、委員などから、「今後5年間も以前と同様に管理するか。」に対し、「今まで同様に管理する。」などの説明がありました。

委員などから、「公区会館の性質を持っているのではないか。一の橋だけ公区会館の維持を全額町が負担していた時代がある。」との意見がありました。

議案第13号について、委員などから、「管理棟の譲渡を検討しているようだが、どのように考えるか。」に対し、「管理予定者には伝えていない。今後協議していきたい。」などの説明を受けました。

議案第14号について、委員などから、「原料集積の責任者は誰が担うのか。」に対し、「指定管理者だが調達に慣れていないことから町が連携して取り組んでいる。」

「過去から連携していると思うが、いまだに責任を持たすことができないのか。」に対し、「町有林と河川支障木がほとんどで、開発の支障木は町がやり取りしている。」などの説明を受けました。

委員から、「本来なら原料の収集業務は管理者が取り組むべきであり、改善すべきである。」との意見がありました。

議案第15号について、所管課長などから、「当課として料金は上げて良いと考えている。」などと説明を受けました。

委員などから、「料金値上げにより、年度協定を見直すのか。」に対し、「協議しながら進めることになる。」

「消費税の上昇はどうするのか。」に対し、「現状、本体価格に食い込んでいる。」

「別館個室にトイレと洗面台の配置要望がある。」に対し、「1階のトイレの洋式化を優先したい。」などの説明がありました。

議案第16号について、所管課長などから、「高額な利益は生まない施設と認識している。管理料は払わないが運営していただくものである。」などの説明を受けました。

議案第17号について、委員などから、「利益があれば還付することになっているが、もらうことに無理があると思われる。」に対し、「現行では還付になっているが、現状を鑑み、基本協定を締結する際に削除してまいりたい。」などの説明を受けました。

議案第18号について、所管課長から、「受胎管理など順調で、評価している。」と説明

を受けました。

委員などから、「人材確保に難がある。現場に支障ないか。」に対し、「予約頭数により増員が必要になるかもしれない。」などの説明を受けました。

議案第 19 号について、所管課長から、「最初に 50 万円還元を受け、100 万円を超えたら超えた分の 2 分の 1 を還元する。」などの説明を受けました。

委員から、「黒字施設ではなく、赤字施設ではないか。」に対し、「町では基本計画に基づき人件費を算出している。モニターシート上では赤字に見られるが今後管理者と協議していきたい。運営は可能と考える。」などの説明がありました。

議案第 20 号について、まず、桜ヶ丘公園について、委員などから、「フレペの夜間や月曜日の日中にトイレの利用はできないか。」に対し、「使用できない。今後の課題でもある。万里長城トイレは、夏の間は 24 時間開いているが、冬季間は閉めている。」

「万里長城で事故が発生した場合の責任の所在は。」に対し、「管理者に瑕疵がない場合は委託者である町の責任となる。管理者に瑕疵があれば町が管理者に求償する。万里長城の石について、危険な個所を 10 か所抽出して専門業者により定点観測している。今のところ至急の問題はない。」

「積んだ石の場所を検索するためのデータベースがないのか。」に対し、「申込み台帳は観光協会にある。積まれた年度によって場所の推定は可能だが特定に至らない。データベース化の予定は今のところはない。」などの説明がありました。

次に、体育施設について、所管課長から、「説明会には 2 社来所、応募は 1 社であった。」と説明がありました。

委員などから、「山村広場の利用人数が 0 人となっているが、万里長城祭により利用されている。指定管理者と連絡を取り合って把握すべきである。」「パークゴルフ協会で開催前に不陸慣らしをしようとしたが、資材の備蓄がないことがあったと聞く。対策を講じていただきたい。」「柔道場と弓道場は指定管理から外してもよいではないか。全てを指定管理にしなくてもよい。利用が少数なら直営若しくは団体運営にすることができる。」などの意見がありました。

議案第 21 号について、所管課長から、「新規である予定者に現在の指定管理者から十分引き継ぎをしていただく予定がある。」との説明を受けました。

委員などから、「調理担当が寮等の未経験者で継続できるか。このような不安を抱えてその他の団体で良いのか。中学校や高校と十分にやり取りしておくべきである。」に対し、「不安はあるが継続できるように関わっていきたい。」などの説明がありました。

次に、共通した意見を付します。

「所管課は、施設の管理責任を持って管理者に対し適切な指導監督をするとともに、十分に管理内容を精査すること。」

「利益還元の対象事業などを見直して協定を見直すこと。」

「指定管理すべき施設を取捨選択すべきである。」

「新規管理者には所管課から重点的に指導監督すること。」

「指定管理する施設の管理分散化を検討すること。」

以上、当委員会の審査の結果、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 13 号から 21 号の議案について、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛を

お願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 10 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 10 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 11 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 11 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 13 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 13 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 14 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 15 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 16 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 17 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 18 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 19 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 20 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 21 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 21 議案第 12 号「下川町林業総合センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案につきましては、除斥の対象者がおりますので、地方自治法第 117 条の規定により、7 番 小原仁興 議員の退場を求めます。

（小原議員 退場）

○議長（近藤八郎君） 本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第 12 号 下川町林業総合センターの指定管理者の指定について、委員会における審査の

経過と結果について報告します。

審査に当たり、総務課長、所管課長などから議案、説明資料等により説明を受けました。

その主な審査内容について報告します。

委員から、「譲渡する場合に制限があるか。」に対し、「検討した。平成5年設置で補助による制限はないと判断している。そのような矢先に事務所の梁が下がったため、補助柱で支えている。今後、本格補修するか新築するか理事者と検討していく。」との説明がありました。

委員会では次の意見を付します。

「本格的修繕には様々な方面から慎重に検討すること。」

以上、当委員会の審査の結果、本議案は原案どおり可決すべきものと決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第12号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。
ここで、7番 小原仁興 議員の除斥を解きます。

（小原議員 入場）

○議長（近藤八郎君） 日程第 22 議案第 22 号「令和元年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において委員会に付託を受けた、議案第 22 号 令和元年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、総務課長などから概要書、事項別明細書により補正予算の概要説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

委員などから、「林業総合センターの破損状況」に対し、「梁が下がっているため、棒により支える応急修繕となる。本格修繕の場合、概算では 4,000 万円以上と見込む。森林組合の持ち分 33.1%に応じて修繕費用の一部を御負担いただく。」

「多目的宿泊交流施設利用料助成金の 30 万円の増額補正について」に対し、「中学生と高校生に対する助成である。」

「集落支援員の退任の経緯と支援員の業務はどこが引き継いでいるか。代わりは置かないのか。」に対し、「一の橋の協力隊が 2 名になり支援員を要しなくなり任期の満了が重なった。代わりは置かない。」

「バスターミナルのヤマト運輸が入居していた部屋は空き室か。」に対し、「空き室である。具体的な用途は決まっていない。」

「土地売り払いの経緯について」に対し、「サンルダムの完成から建物を除却した。以前から屋根からの落雪の件でトラブルになるとのことで、ほかの隣接地の方々に取得の希望を確認して、分筆して必要最小限の売り払いとした。」などの説明がありました。

当委員会として、次の意見を付すものであります。

「バスターミナル合同センターの空き室は有効活用すること。」

以上、当委員会として意見を付して、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案書の56ページにありますとおり、債務負担行為で、先ほど指定管理の議決が行われたところでございますけれども、それぞれ指定管理に関わる令和2年から6年までの5年間の債務負担行為…いわゆる限度額を定めて、5年間でこれだけお金を支出しますよということになっております。

そんな中で、施設が老朽化してきているということで管理等もかかるんですが、行政改革大綱にございます公共施設の維持管理費等の縮減に努められていない、人口規模などに合った最適化が図られていないと言わざるを得ない。予算額についても全てとは申しませんが、総体的に年度で割り返しますと上がってきていると。

基本協定を結ばれますが、個別の年度別協定をこれから交わされることとなりますが、その年度別の協定の中で、しっかり行政改革大綱を踏まえ、効率効果的な…強いては厳しい財政状況の中において、しっかり執行されることを期待するところでございます。

以上、討論申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（なし）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第23 発議第2号「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま議案となっております、発議第2号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書について、提案趣旨を申し上げます。

こちらは、中田豪之助 議員を賛成者議員として提案するものです。

防衛省は今年4月、沖縄県のアメリカ軍普天間飛行場におけるアメリカ海兵隊輸送機M

V22 オスプレイ（以下、「オスプレイ」という。）の訓練の県外移転を、2020年1月から本道で行われる陸上自衛隊との実動訓練「ノーザンバイパー」で計画していることを明らかにしています。

オスプレイは墜落事故を繰り返し、アメリカ海兵隊が運用する他の機種よりも事故率が高い輸送機であり、一たび墜落事故が起きれば、道民の生命と財産が犠牲となり、また、オスプレイの騒音は、酪農業への影響や環境破壊など、平穏な日常生活に多大な被害をもたらすことがあり、そのようなオスプレイの訓練参加は認められません。

さらに、国境に接する北海道において、アメリカ海兵隊と自衛隊の約3,000人が参加する大掛かりな日米共同訓練は、隣国ロシアを刺激しかねず、北方領土問題の解決という私たちの悲願を後退させると考えます。

よって、国においては、国民の生命・財産及び安心・安全な生活を守るため、日米共同訓練の規模を縮小するとともに、オスプレイの参加を中止するよう要望するものであります。

意見書の提出先としては、衆参両院議長、内閣総理大臣以下各大臣となっております。

こちらの意見書を、地方自治法第99条の規定により提出いたしたく、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和元年第4回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後2時25分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで、町長からの申し出により挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄大変御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、議案等を精力的に審査賜りまして、全ての議案をお認めいただいたことに、心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

また、議員発議で提起されました特別決議で指摘されたことに際しましては、これまでの経過の中で手続き等に不備があり事業中止に至ったことに、議員各位並びに町民の皆さんに深くお詫びを申し上げるとともに、今後の連携協定の推進に当たっては、より慎重に取り組んでいくことをお誓い申し上げたいと存じます。

さらに、今回御議決いただいた議案につきましては、本年度の残された3か月余りの中でしっかりと執行してまいる所存でございますので、変わらぬ御指導お願い申し上げます。

議員各位をはじめ、町民の皆様には、この時期、風邪やインフルエンザなどが流行しつつあるようでございますので、日頃の生活環境に十分御留意し、御自愛されますことを御記念申し上げますとともに、来る令和2年が皆様にとりましてより良い年になりますことを念願し、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（近藤八郎君） 議員各位には、年の瀬にもかかわらず、長時間の議会…議案審議等いただきまして、私からもお礼を申し上げたいと思います。年末年始を控えて何かとお忙しいでしょうけれども、体調管理に万全を期して、良いお年を迎えていただきたいと思

います
以上をもって散会いたします。